

特定除外水域航行に関する特別条項

(2026年1月16日改正)

第1条 船舶戦争保険航路定限の規定にかかわらず、当会社は、被保険船舶が指定した次に掲げる水域を航行することを包括的に承諾します。

(該当水域なし)

第2条 第1条における承諾は、当該航海において武器、弾薬および軍用に供する物品を貨物として輸送していないことを条件とします。

第3条 船舶戦争保険特別約款第12条の規定にかかわらず、当会社は、第1条の承諾にもとづく除外水域航行の、保険契約者または被保険者による通知を免除します。

第4条 当会社は3営業日（当会社の営業日とします。）前の予告をもって、第1条の承諾を解除することができます。